

新型コロナウイルス感染症対策資金

「経営サポート資金」の一部メニューで金利の引き下げ、保証料補助を行い、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者の皆様に資金面から支援します。

①金利の引き下げ



B・C・F・Gタイプ
年**1.1%**

②保証料補助



B・C・Fタイプ
2分の1 補助
令和3年4月～9月末まで実施

Gタイプ
約**4分の3** 補助 ※1
令和3年4月～令和4年3月末まで実施

※1 経営者保証免除対応の場合は約5分の4補助

取扱期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日融資実行分まで

B

タイプ

売上高等

5%以上減少

融資限度額 6,000万円

融資期間 運転資金 10年以内(うち据置期間1年以内)
設備資金 10年以内(うち据置期間2年以内)

対象 事業所所在地の市町村長が発行するセーフティネット5号の認定書を取得した方

セーフティネット
5号認定要件

・国が指定する業種に属している(最新の指定業種はHP等でご確認ください)
・原則として①直近1か月②直近1か月とその後2か月の合計の売上高等がそれぞれ前年同期と比較して5%以上減少

経営サポート資金Aタイプと、
新型コロナウイルス感染症
対策資金B、Cタイプを合算
して1億2千万円まで

C

タイプ

売上高等

20%以上減少

融資限度額 5,000万円(うち運転資金3,000万円)

融資期間 運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)
設備資金 10年以内(うち据置期間2年以内)

対象 事業所所在地の市町村長が発行するセーフティネット4号の認定書を取得した方

セーフティネット
4号認定要件

新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、原則として①直近1か月②直近1か月とその後2か月の合計の売上高等がそれぞれ前年同期と比較して20%以上減少

経営サポート資金Aタイプと、
新型コロナウイルス感染症
対策資金B、Cタイプを合算
して1億2千万円まで

F

タイプ

売上高等

15%以上減少

融資限度額 3,000万円

融資期間 運転資金 10年以内(うち据置期間1年以内)

対象 事業所所在地の市町村長が発行する危機関連保証の認定書を取得した方

危機関連保証
認定要件

新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、原則として①直近1か月②直近1か月とその後2か月の合計の売上高等がそれぞれ前年同期と比較して15%以上減少

G

タイプ

売上高等

15%以上減少

融資限度額 4,000万円

融資期間 運転資金・設備資金 10年以内(うち据置期間5年以内)

対象 事業所所在地の市町村長からセーフティネット5号(売上減少率が15%以上ののみ)、セーフティネット4号、危機関連保証のいずれかの認定書を取得し、経営改善計画を立て金融機関の伴走支援により経営改善等を目指す方

◆融資の申込先◆

群馬県内に本店・支店がある
銀行、信用金庫、信用組合及び
商工中金の融資窓口



群馬県HPで

コロナ対策資金

検索

群馬県 産業経済部 経営支援課 金融係
TEL:027-226-3332

